

議員提出議案第1号

湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年2月20日提出

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大 様

提出者	湯河原町議会議員	松 井 一 寿
賛成者	同	貴 田 太 史
	同	松 野 洋 一
	同	石 井 温
	同	室 伏 寿美夫
	同	山 本 俊 明
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年湯河原町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第２条第10項中「以下」を「第12条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第12条第５項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める。

第17条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第２項中「この章において」を削る。

第31条第２項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第３項中「この章において」を削る。

第38条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第３項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、同年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する処罰の適用については、なお従前の例による。

湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行			改 正 後			備 考
(定義)			(定義)			
第2条 (略)			第2条 (略)			
2 (略)			2 (略)			
9 (略)			9 (略)			
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報という。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項</u> において「番号利用法」という。) <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報という。			
11 (略)			11 (略)			
13 (略)			13 (略)			
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)			
第12条 (略)			第12条 (略)			
2 (略)			2 (略)			
4 (略)			4 (略)			
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第29条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第38条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されていると	第38条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されていると	

現 行			改 正 後			備 考
		き、番号利用 法第20条の規 定に違反して 収集され、若 しくは保管さ れているとき 、又は番号利 用法第29条の 規定に違反し て作成された 特定個人情報 ファイル（番 号利用法第2 条第9項に規 定する特定個 人情報ファイ ルをいう。）に 記録されてい るとき			き、番号利用 法第20条の規 定に違反して 収集され、若 しくは保管さ れているとき 、又は番号利 用法第29条の 規定に違反し て作成された 特定個人情報 ファイル（番 号利用法第2 条第10項に 規定する特 定個人情報 ファイルをい う。）に記録さ れているとき	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)			(個人情報ファイル簿の作成及び公表)			
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。			第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。			
(1) (略)			(1) (略)			
(9) (略)			(9) (略)			
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。			2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。			
(1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報			(1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報			

現 行	改 正 後	備 考
ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、<u>福利厚生</u>に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの イ (略) ― キ (略) (2) (略) (3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己を本人とする保有個人情報</u>の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは<u>福利厚生</u>に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの イ (略) ― キ (略) (2) (略) (3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	

現 行	改 正 後	備 考
い。 (1) (略) (2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。)をすることができる。 (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下<u>この章において</u>「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) (略) (2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。)をすることができる。	(1) (略) (2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。 (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) (略) (2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。	

現 行	改 正 後	備 考
(利用停止請求の手続) 第39条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し	(利用停止請求の手続) 第39条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し	

現 行	改 正 後	備 考
たときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	たときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、同年6月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前にした行為に対する処罰の適用については、なお従前の例による。	